

【重点分野-3】連合本部外国人労働者向け集中労働相談ホットライン実施報告

外国人労働者を対象とした集中労働相談ホットラインを下記の通り実施した。取り組みにあたっては、専門家や行政窓口（外国人在留支援センター（F R E S C）、外国人技能実習機構（O T I T））との連携体制を整え、外国人労働者の問題解決に向けたアドバイスを行った。主な内容は以下の通り。

- I. 実施日時：2025 年 9 月 12 日（金）10:00～16:00
- II. タイトル：連合本部集中労働相談ホットライン
～外国人労働者のみなさん！仕事で困っていたら、連絡ください～
- III. 対応言語：日本語、英語、ベトナム語、ミャンマー語
- IV. 対応方法：Facebook メッセンジャー、メール
- V. 協力組織：U A ゼンセン、J A M
- VI. 相談件数：10 件

国籍	合計
ミャンマー	4
ベトナム	2
インド	1
タイ	1
フィリピン	1
不明	1
	10 件

VII. 概要

（1）法令遵守による労働環境の整備と啓発、信頼できる相談窓口の周知が課題

使用者の優越的立場を利用し、法令や雇用契約内容を反故にする、労働環境を劣悪なまま放置するなど、弱い立場の外国人労働者への差別的な行動が依然として横行している。法令遵守はもちろんのこと、労働環境の整備、適切な相談窓口の周知徹底が必要である。あわせて各種団体が連携し、迅速に対応を進めていくことが求められる。

（2）主な相談内容

【雇用契約・就業規則】

- 退職を言い渡されたが、その1か月前には社宅を退出するよう言われている。また、賃金の深夜割り増しの加算がされない。（フィリピン／技能実習／近畿）
- 来日前に聞いた仕事内容と実際の仕事内容が異なっている。ベトナムでは、機械の運転と聞いていたが、実際は解体業をさせられている。（ベトナム／技能実習／関東）
- レストラン厨房の仕事を学びたかったが配属されたのはホールだった。まもなく在留資格が切れるが、就職活動をするために在留資格を変更し「特定活動」に切り替えることはできるか。これまで社会保険料などすべて納付してきたが、ハローワー

クで失業給付を受けながら仕事を紹介してもらうことは可能か。(ベトナム／技術・人文知識・国際／九州)

- 「企業内転勤」の査証区分だが 10 月末で解雇される。日本に生活基盤があるので仕事を探しながら在留資格を変更したい。(インド／企業内転勤／関東)

【賃金・労働条件】

- 社員旅行の積立で毎月 3 万円天引きされているが、参加しないのに返金されない。返還を求めたところ冷遇を受けて 5 月に解雇を言い渡された(タイ／特定技能／近畿)
- 技能実習 2 年目から祝日に有給を使って休まされることになった。2 年目に契約更新した以降、契約書を見ていない。管理組合にも相談したが、「会社の決定だ」と言って対応してくれない。一部の労働者は契約更新が遅れている、または契約書が渡されていない場合もある。(ベトナム／技能実習／関東)

【安全衛生関係】

- ホテルのイベント会社に勤務しており、職場の先輩の指示で重量物を運搬したところ腰痛となり通院し手術をすることとなった。会社からは手術費用は負担すると言われているが、労災申請するかがわからない。あと 2 年働いて永住査証を申請したい。(タイ／技術・人文知識・国際／大阪)

以上